大阪府条例第　　　号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条　職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （失業者の退職手当）  第十条　（略）  ２―９　（略）  10　（略）  一　（略）  二　当該者が次のいずれかに該当する場合  イ　特定退職者であつて、雇用保険法第二十  四条の二第一項各号に掲げる者に相当す  る者として人事委員会規則で定める者の  いずれかに該当し、かつ、知事が同項に規  定する指導基準に照らして再就職を促進  するために必要な職業安定法（昭和二十二  年法律第百四十一号）第四条第四項に規定  する職業指導を行うことが適当であると  認めたもの  ロ　雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの  三・四　（略）  11―17　（略）  　　　附　則  １―55　（略）  （失業者の特例）  56　平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ　雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とある  のは  「ロ　雇用保険法施行規則第三十二条各号  ハ　特定退職者であつて、雇用保険法附  に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法  則第五条第一項に規定する地域内に居住し、か  第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相  つ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定す  当する者として人事委員会規則で定める者にる指導基準に照らして再就職を促進するため  該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準  に必要な職業安定法第四条第四項に規定する  に照らして再就職を促進するために必要な職  職業指導を行うことが適当であると認めたも  業安定法第四条第四項に規定する職業指導を  の（イに掲げる者を除く。）  とする。  行うことが適当であると認めたもの  」 | （失業者の退職手当）  第十条　（略）  ２―９　（略）  10　（略）  一　（略）  二・三　（略）  11―17　（略）  　　　附　則  １―55　（略） |
|  |  |

第二条　職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （失業者の退職手当）  第十条　（略）  ２―10　（略）  11　（略）  一―四　（略）  五　公共職業安定所、職業安定法第四条第八項  に規定する特定地方公共団体若しくは同法  第十八条の二に規定する職業紹介事業者の  紹介した職業に就くため、又は知事の指示し  た雇用保険法第五十八条第一項に規定する  公共職業訓練等を受けるため、その住所又は  居所を変更する者　同項に規定する移転費  六　（略）  12―17　（略） | （失業者の退職手当）  第十条　（略）  ２―10　（略）  11　（略）  一―四　（略）  五　公共職業安定所の紹介した職業に就くた  め、又は知事の指示した雇用保険法第五十八  条第一項に規定する公共職業訓練等を受け  るため、その住所又は居所を変更する者　同  項に規定する移転費  六　（略）  12―17　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日等）

１　この条例中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条及び附則第三項の規定は平成三十年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（経過措置）

２　新条例第十条第十項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第五十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した新条例第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、新条例第十条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が新条例の規定の適用の日以後であるものについて適用する。

３　退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号。以下「新職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は新職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第十一項（第五号に係る部分に限り、第二条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第十五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が第二条の規定の施行の日以後である場合について適用する。